

就学支援金受給資格認定申請書の提出に当たって 離婚等年月の記入を求められるが、プライバシー に配慮してほしい

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた参考連絡—

総務省近畿管区行政評価局（局長：菅宜紀）は、以下の行政相談を受け、民間有識者で構成する行政苦情救済推進会議（座長：児玉憲夫 元大阪弁護士会会長）に諮り、その意見を踏まえるなどして検討した結果、平成 26 年 10 月 17 日、大阪府教育委員会に対して、高等学校等就学支援金の受給資格認定申請者側のプライバシーに配慮する観点から、保護者等一人分だけの所得の証明書類を添付する場合に一律に記入を求めている「離婚等年月」について、その取扱いの見直しを検討するよう要請しました。

【行政相談の要旨】

私は、高校生の子を持つ母親です。この度、就学支援金の申込みをしたところ、保護者等の収入の状況について、保護者一人分だけの所得の証明を添付する場合、その理由として、「母子家庭のため」と記載するだけでは足りず、「〇年〇月に離婚したため」と、保護者及び子供のプライバシーに係る内容を記載しなければいけないと言われ驚いております。離婚する理由やタイミングなど簡単に子供に説明できない母子や父子もいるはずであり、添付する所得証明には「特別寡婦」という証明もされています。それでも過去に遡って離婚年月まで記載しなければ申請書を受付できないとする取扱いに納得できません。

■ 制度の概要

1 制度の根拠

就学支援金制度は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）に基づいて、高等学校等に在籍する生徒の授業料に充てるものとして就学支援金を支給するものである。

2 受給資格認定申請書の提出

受給資格の認定申請を行う者は「生徒」である。

学校設置者は、生徒から提出された受給資格認定申請書及び課税証明書等を取りまとめ、都道府県へ提出する。

3 所得制限基準該当性、加算支給基準の該当性の判定

都道府県は、受給資格認定申請書等の提出を受け、所得制限基準該当性及び支給額について判定する。所得確認の際は、原則、所得の有無にかかわらず保護者等全員について課税証明書等を確認する必要がある。

ドメスティックバイオレンス（DV）や児童虐待のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合や失踪により接触することができない場合など、やむを得ない理由により保護者のうち一方又は双方の証明書類が提出できない場合には、当該事情を明らかにした上で、もう一方の保護者又は本人の所得のみにより判断することができる。

（制度の概要については、「高等学校等就学支援金事務処理要領」（新制度）（第 1 版）（都道府県事務担当者用）」（以下「要領」という。）等に基づく。）

【行政苦情救済推進会議の意見要旨】

文部科学省は、要領において、保護者等一人分だけの所得の証明書類を添付する場合に一律に離婚等年月日の記入を求める記入例を示している。これは、国費を適正に執行するため誤った受給資格認定を未然に防止する観点から、一人親家庭等である事実を補強する要素として、一人親家庭等となった事実発生年月日やその理由の記載を求めているものと考えられる。

しかしながら、文部科学省は、受給資格認定申請書については4月1日現在の状況を申請者に記入してもらうよう都道府県を指導しているところ、当推進会議としては、事実発生年月日がこの基準日より前である場合、例えば、離婚年月日が基準日より5年前であっても10年前であっても審査には特に影響せず、必要最小限の情報とは言えないものとする。特に、相談者のように課税証明書等により一人親家庭である事実が補強されている場合においては、事実発生年月日まで求める必要性は乏しい。

なお、文部科学省は、要領において、就学支援金の支給に係る事務処理については、法令等に記載される事項以外は就学支援金の支給事業主体である都道府県の判断による取扱いをすることが許容されるとしている。

【大阪府教育委員会に対する参考連絡内容】

高等学校等就学支援金支給事務の一部は都道府県の裁量に委ねられているところ、大阪府教育委員会は、受給資格認定申請者側のプライバシーに配慮する観点から、保護者等一人分だけの所得の証明書類を添付する場合に一律に記入を求めている「離婚等年月」について、受給資格の認定審査に必要な最小限度の事項かどうか検討し、記入例を見直すなどの措置を講じるとともに、離婚等年月を記入しなければ受給資格認定申請書を受け付けないとする取扱いを改善することが望ましい。

【本件の問合せ先】 近畿管区行政評価局首席行政相談官 （久保） 電話：06-6941-8166

【参考】 行政苦情救済推進会議とは

近畿管区行政評価局では、民間有識者で構成する行政苦情救済推進会議を設け、受け付けた行政相談について、広い視野から検討し、的確で効果的な処理を図っています。

近畿管区行政評価局行政苦情救済推進会議 構成者名簿

（平成 26 年 9 月末現在。敬称略。委員は五十音順。）

役職	氏名	職業等
座長	児玉 憲夫	弁護士、元大阪弁護士会会長
委員	井上 義國	関西経済連合会評議員
委員	今川 晃	同志社大学政策学部長、総合政策科学研究科長
委員	黒川 芳朝	社会福祉法人大阪水上隣保館理事長
委員	砂田 八壽子	NPO 法人関西消費者連合会消費者相談室長
委員	田毎 照隆	近畿行政相談委員連合協議会会長
委員	平松 毅	元関西学院大学法学部教授